

(メール施行)

事 務 連 絡  
平成28年11月15日

各社会福祉法人事務御担当者 様

宮城県保健福祉部社会福祉課団体指導班長

社会福祉法の改正に伴う定款変更の事前確認及び申請手続きについて  
このことについて、円滑に手続きを進めるため、下記のとおり実施しますので、御承知願います。

#### 記

#### 1 新定款案の事前確認について

##### (1) 提出時期

新定款案の改正を議案とした理事会・評議員会の開催の3週間前まで

##### (2) 提出方法

メールにより新定款案及び現行の定款を提出

(宛先：県社会福祉課団体指導班メールアドレス syahukd@pref.miyagi.jp)

※ メール本文に、必ず担当者と連絡先及び理事会、評議員会の開催予定日を記載願います。

※ 新定款案には、変更部分に下線を引いてください。

##### (3) 確認結果の連絡

新定款案の提出後1週間～10日程度で確認結果を連絡

#### 2 定款変更認可申請手続きについて

新定款案の県からの確認を受けた後に、理事会・評議員会に諮った上で、定款変更認可申請書を提出願います。

##### (1) 提出先

各保健福祉事務所企画総務班へ3部

※ 栗原地域事務所及び登米地域事務所では受付できませんので、御注意ください。

##### (2) 申請書類

① 申請書 (別紙①参照)

② 理事会・評議員会議事録 (原本証明要)

③ 定款変更に係る理事会・評議員会の議案資料 (定款変更以外の議案資料は不要。)

④ 変更後の定款

⑤ 現行の定款

※ 法改正に係る変更以外の箇所も併せて変更する場合（所在地変更等）は、追加の添付書類が必要となります。（別紙②参照）

※ 書類の保管場所の都合上、できるだけ資料の両面印刷に御協力願います。

### 3 その他

新定款を作成するに当たり、下記の国からの事務連絡及び別紙③留意事項等を適宜御参照願います。

- ・平成28年11月11日付け「社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて」
- ・平成28年11月11日付け「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQの改訂について」

担当	宮城県保健福祉部社会福祉課 団体指導班 八巻 村田
電話	022-211-2516
FAX	022-211-2594
E-mail	syahukd@pref.miyagi.jp